

令和8年6月10日

議会改革特別委員会  
委員長 笠井 政明

## 議会改革特別委員会報告書

### はじめに

議会改革特別委員会は、令和5年6月の設置以来、「町民に開かれた議会」の実現に向け、精力的に調査・協議を重ねてまいりました。委員会では、特に慎重な検討が必要とされる「議員定数」「議員報酬」については委員会内に専門部会を設置し、多角的な観点からの議論を積み重ねました。

本報告書は、定数部会・報酬部会の各報告書および広報広聴・DX推進に関する協議を統合し、委員会としての最終的な提言を取りまとめたものです。また、定数問題については、多数意見に加えて少数意見も併記することで、議会内の議論の多様性を記録するとともに、今後の政策判断の参考としていただくことを目的としております。

## 第1章 委員会の目的と経過

### 1. 委員会設置の目的

- ・町民に開かれた議会のあり方について、継続的な調査・研究を行う。
- ・ペーパーレス化をはじめとするDX推進のための調査・研究を行う。
- ・「立法機能」「監視機能」の強化を図るための調査・研究を行う。
- ・議員定数・議員報酬のあり方について調査・研究を行う。

### 2. 委員会の構成

委員会内に以下のとおり2つの専門部会を設置しました。

部会名	部会長	委員
定数部会	山田直志	山田豪彦、鈴木伸和、笠井政明、栗原京子、村木 脩
報酬部会	稲葉義仁	楠山節雄、西塚孝男、須佐 衛、内山慎一、定居利子

## 第2章 議員定数のあり方

### 1. 定数部会報告

定数部会では慎重な調査・研究を重ねた結果、以下のとおり提言します。

**【多数意見の結論】** 現行の定数12人を維持することが望ましい。ただし、今後、人口が8,000人を下回る状況を見据え、将来的な見直しを検討すべきである。

#### (1) 提言する定数の見直し時期

目標時期	提言定数	主な論拠
次回選挙（中期）	12人維持	議会改革（DX・広聴活動強化等）を推進する期間とする。
将来の見直し時期 （人口8,000人を下回る段階）	要検討	全国平均定数（11.7人）を下回り始め、議員一人当たりの人口負担がさらに増加する段階を目安とする。

#### (2) 議会機能維持に必要な最小人数

現行定数12人は、常任委員会活動を機能させるために必要な論理的な最小限のラインにあります。東伊豆町が常任委員会を2つ設置し、議長・副議長を加えた場合、12人という人数は機能維持の観点から既に厳しい水準であり、これ以上の削減は審議の空洞化リスクを伴います。

#### (3) 定数削減のメリット・デメリット

項目	メリット（財政・効率性）	デメリット（機能・代表性）
財政・効率	議員報酬・経費の削減による財政負担軽減。少数による迅速な意思決定。	議員一人当たりの負担増による議会活動の質の低下、専門性確保の困難化。
代表性・公正	—	当選ハードルが上がり、若年層・女性の立候補が困難化。少数意見の反映が困難になる。
チェック機能	—	議員数が少ないことによる、行政執行部との「なれ合い」発生リスク。

#### (4) 近隣市町・全国類似団体との比較

近隣市町や全国の類似団体と比較しても、東伊豆町の議員定数（12人）は決して多くはありません。

##### 【賀茂郡他市町の人口と議員定数（令和7年4月1日現在）】

人口	市町名	議員定数
11,014人	東伊豆町	12人
19,016人	下田市	13人
6,300人	河津町	10人
7,259人	南伊豆町	11人
6,568人	西伊豆町	10人

##### 【全国町村議会議長会調査（令和6年7月1日現在）：人口規模別議員定数平均】

人口規模	自治体数	人口平均値	議員定数平均値
10,000人～15,000人	163団体	12,451人	13.0人
9,000人～10,000人	34団体	9,573人	12.2人
8,000人～9,000人	35団体	8,502人	11.7人
7,000人～8,000人	47団体	7,520人	11.5人

東伊豆町の定数12人は、全国平均（13.0人/12.2人）よりも低く、周辺自治体と比較しても人口に対する議員数は妥当な水準です。地方分権の中で多様な議会の機能を発揮・維持する上で一定数の議員が必要であり、人口減少と議員定数は必ずしも関連しません。

#### (5) 地方分権の時代における議会の役割

地方分権の時代となり、コロナ関連支援策のような交付金制度のもとで、各市町が実態に合わせた施策を自己責任で選択・実施する方向へと変わってきています。行政と議会が

町民生活の実態を正確に把握し、税金の使い道を左右する議決権を有する議会の責任と役割はますます重くなっています。

## (6) 無投票・なり手不足問題は全国的な課題

直近2回の町議会選挙が無投票となった要因は、定数の問題ではなく、全国的な「なり手不足」の構造的課題によるものです。全国町村議会議長会の調べでは、平成31年から令和5年の4年間に254町村(27.4%)で無投票となっており、「定数+1」で辛うじて回避した町村も299存在します。合計553町村(59.7%)に上っており、これは全国共通の課題です。

なり手不足の主な原因として、以下の3点が指摘されています。

- ・ 第一の問題：なり手に響かない「やりがい・環境・待遇」の3条件（高齢男性議員ばかりの旧来的なイメージ、議員年金廃止、低い議員報酬等）
- ・ 第二の問題：地域コミュニティの限界（家族・親族への影響、担ぎ手・組織の減少）
- ・ 第三の問題：立候補・選挙における法律上の障壁と落選リスク

## (7) 議会経費の削減実績

議会では定数・報酬の削減、議員年金廃止、費用弁償の見直し、議会だよりの議員手作り化などにより、議会経費を平成14年度9,064万円から令和5年度6,199万円へと2,865万円(30.16%)削減してきました。

市町名	議会費決算額	一般会計比
東伊豆町	6,199万円	1.00%
河津町	5,579万円	1.15%
南伊豆町	5,685万円	1.04%
松崎町	4,864万円	1.20%
西伊豆町	5,998万円	0.70%
下田市	10,483万円	0.80%

近隣市町との比較においても、東伊豆町の財政に対する議会費の負担割合は高くありません。

## （８）議会改革の進捗と今後の課題

「町民に開かれた議会」を目指した改革の結果、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度指標では2018年の全国1,318議会中1,215位から、2022年度は全国395位まで向上しました（2024年度は547位）。ただし、議会・議員活動の見える化、開かれた議会への改革はまだ道半ばです。

## 2. 議員定数に関する論点（少数意見）

議員定数に関しては様々な視点からの議論が交わされ、最終的に報告内容について一定の理解は得られたものの、何を重要視するかという考え方によって意見が分かれる部分もありました。

以下は結果的に少数となった意見ですが、このような意見も踏まえた上で出された報告であるということを示すため、また、今後の議論においても軽視してはならない視点として付記します。

1. 2回連続の無投票は住民の選択機会が失われ、健全な民主主義とは言い難い。
2. 人口減少が今後も続く。
3. 行政コスト削減につながり、少額かもしれないが他の政策に回せる。
4. 現状を見た場合、少数精鋭の議会運営にすべき。
5. 議員の緊張感低下も否定できない。
6. 住民の理解が得られていない。

## 第3章 議員報酬のあり方

### 1. 協議検討の経緯と結果

報酬部会では、平成15年の削減以降長年にわたり据え置かれてきた議員報酬の水準について、「議員に求められる活動」の実態を踏まえ、適正化の観点から慎重に協議を重ねました。その結果、以下の結論を取りまとめ、町当局に対して「東伊豆町特別職報酬等審議会」の開催を求めることとしました。

**【委員会提言】** 議長・副議長・委員長および議員の各報酬について、平成15年の削減前の水準（議員報酬 月額210,000円等）まで引き上げることが妥当である。また、同年の引き下げ以降見直しがされていない町長・副町長・教育長の給与についても同様に見直すことが望ましい。

## 2. 令和7年条例改定による実現

【結果】上記の委員会提言を受けた協議・審議の結果、令和7年に「東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」が改定され、議員報酬は、平成15年の削減前の水準まで見直しが行われた。

本委員会の中間報告書において提言した「減額前の水準への見直し」は、令和7年の条例改定により実現されました。改定後の議員報酬月額は以下のとおりです。

役職	改定前（月額）	改定後（月額）	備考
議員（一般）	168,000円	210,000円	平成15年削減前の水準まで見直し
委員長	178,000円	223,000円	同様に見直し
副議長	184,000円	230,000円	同様に見直し
議長	240,000円	300,000円	同様に見直し

## 3. 今後の方向性

報酬水準の適正化は今回の改定により一区切りを迎えましたが、今後は「議員に求められる活動」の明確化・具体化を継続的な議論の基盤とし、議員活動の質的向上と報酬水準の整合性について引き続き検証・評価を行っていきます。

## 第4章 広報・広聴活動の充実

### 1. 協議の結果と方針

- ・まずは広報編集委員会で各種団体と懇談を行いながら問題点等を吸い上げ、議会だよりの特集としてまとめていく形で進める。
- ・ゆくゆくは広報編集委員会に限らず範囲を広げて活動することも念頭に置く。
- ・令和8年3月を目途に「東伊豆町議会広報発行に関する規程」を改廃し、議会広報の発行に加え広報広聴活動を包含したものとすることで、各種活動の根拠を明確化する。

## 2. 具体的な広聴活動の強化策

- ・ 議会報告会・出前議会・各種団体との広聴機会を増やす。
- ・ ホームページを活用し、会議予定・議題・資料の積極的な公開を推進する。
- ・ (仮称) 議会評価委員会・議会モニター制度の導入を検討する。
- ・ 中高校生との対話・議会を活用した授業を行い、主権者教育に取り組む。

## 第5章 議会DX・ペーパーレス化の推進

### 1. 方針

議会活動の効率化と透明性向上のため、ペーパーレス化をはじめとするDXを積極的に推進します。

### 2. 今後の取り組み

- ・ タブレット端末等の導入に向け、具体的な機器・費用を含めた調査研究を開始する。
- ・ 議会システムのデジタル化（電子採決・オンライン審議等）の実現可能性を検討する。
- ・ 議会モニター制度・広聴活動のオンライン化を検討する。

## 第6章 立法機能・監視機能の強化

地方分権の進展に伴い、議会の「立法機能」「監視機能」の重要性はますます高まっています。委員会では以下の方向性で調査・研究を継続します。

- ・ 政策立案能力の向上のため、議員研修・先進地調査を積極的に実施する。
- ・ 行政執行部に対するチェック機能を強化し、事業評価・政策提言の仕組みを整備する。
- ・ 条例の自主立案（議員提案条例）に向けた研究・体制整備を進める。

## 第7章 今後の課題と取り組みスケジュール

課題	具体的取り組み	目標時期
議員定数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進地事例の調査・研究</li> <li>・ 人口動向の継続的なモニタリング</li> <li>・ 将来的な見直しの検討</li> </ul>	継続的に実施
議員報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別職報酬等審議会への諮問</li> <li>・ あるべき水準についての協議</li> </ul>	継続的に実施
広報・広聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広聴・懇談スケジュール作成・実施</li> <li>・ 議会だよりへの掲載</li> <li>・ 広報規程の改廃</li> </ul>	令和8年度中
DX 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体的な機器・費用の調査研究</li> <li>・ 導入計画の策定</li> </ul>	令和8年度中
立法・監視機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員研修の実施</li> <li>・ 先進地調査</li> </ul>	継続的に実施

### おわりに

議会は、町民の代表として行政を監視し、政策を立案・審議する重要な機関です。東伊豆町議会では、定数・報酬の適正化、広報広聴活動の強化、DX 推進、立法・監視機能の強化など、多面的な改革を不断に推進することで、「町民に開かれた議会」の実現を目指してまいります。